# 安全管理規定

夏島運輸株式会社

#### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

この規程(以下「本規程」という)は、貨物自動車運送事業法(以下「法」という) 第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項 を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

本規程は当社の一般貨物運送事業に係る業務に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### 第3条(輸送の安全に関する基本的な方針)

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善、(Pian、Do、Chek、Act、) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

#### 第4条(輸送の安全に関する重点施策)

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (2)輸送の安全に関する費用、投資、は必要に応じて効率的に行うよう努める。
- (3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、又、予防措置を講じる。 (少なくとも 1回/年)
- (4)輸送の安全に関する情報体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。
- (5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
- 2 傭車を利用する場合は傭車先の力量を勘案し行う。傭車先の安全の確保を阻害するような行為は行わない。

#### 第5条 (輸送の安全に関する目標)

第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

#### 第6条 (輸送の安全に関する計画)

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

#### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

#### 第7条 (社長等の責務)

社長は、輸送の安全の確保に関する最終的責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を 講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するため業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

#### 第8条 (社内組織)

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行なう。

- (1)安全統括管理者
- (2)運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4)その他必要な管理者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、営業所内を統括し指導監督行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統にいては安全統括管理者が 不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、代行者を別に定め る。

#### 第9条 (安全統括管理者の選任及び解任)

取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは解任する。
  - (1)国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2)身体の故障、その他、やむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき。
  - (3)関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、 安全統括管理者がその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を 及ぼすおそれがあるとみとめられるとき。

#### 第10条 (安全統括管理者の責務)

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1)全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2)輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立・維持すること。
- (3)輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4)輸送の安全に関する報告、連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5)輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時

内部監査を行い、経営トップに報告すること。

- (6)経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。
- (7)運行管理が適正に行なわれるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8)整備管理が適正に行なわれるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9)輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又研修を行なうこと。
- (10)その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行なうこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

#### 第11条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に 実施する。

#### 第12条 (輸送の安全関する情報の共有及び伝達)

経営トップと現場や運行管理者と運転者との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報の適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には看過したり、 隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対策を講じる。

#### 第13条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップ、又は 社内の必要な 部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに第1項の 報告体制が十分機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう、 必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

#### 第14条 (輸送の安全に関する教育及び研修)

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定、着実に実施する。

#### 第15条 (輸送の安全に関する内部監査)

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な

時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大事故、災害等が発生した場合 又は同種の事故、災害が繰り返し発生した場合その他、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき 事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに 輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる 緊急の是正措置 又は予防措置を講じる。

#### 第16条 (輸送の安全に関する業務の改善)

安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や 改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要 と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討 し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般 または、 必要事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

#### 第17条 (情報の公開)

- 輸送の安全に関する基本方針
- ・ 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ・ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- 輸送の安全に関する重点施策
- 輸送の安全に関する計画
- 輸送に関する予算等実績
- 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 安全統括管理者、管理規程
- ・ 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- ・ 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容 以上の内容は毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために 講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し 公表する。

#### 第18条 (輸送の安全に関する記録の管理等)

本規程は業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行なう。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告 連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営 トップに報告した、是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保管する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

## 附則

- 1. この規定は、平成18年12月22日より施行する。
- 2. この規定は、平成27年6月1日より一部改訂する。